

障害児通所支援サービス



マイナンバーが必要です
カラーページを
参照ください

児童福祉法に基づき、障がいのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

児童発達支援 (就学前) ○ 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

サービス区分	サービス種類	利用対象者
障害児通所給付	児童発達支援	未就学児

医療型 児童発達支援 ○ 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行います。

サービス区分	サービス種類	利用対象者
障害児通所給付	医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹機能に障がいのある未就学児

居宅訪問型 児童発達支援 ○ 障害児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与等の支援を行います。

放課後等 デイサービス (就学後) ○ 放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

サービス区分	サービス種類	利用対象者
障害児通所給付	放課後等デイサービス	就学児 (原則18歳まで)

保育所等訪問支援 ○ 保育所等を訪問し、その施設における当該児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。

サービス区分	サービス種類	利用対象者
障害児通所給付	保育所等訪問支援	集団生活を営む施設 (保育所や小学校等) に通う児童